インド特許法の基礎(第31回)

~特許審査の進捗状況~

2015 年12 月24 日 河野特許事務所

弁理士 安田 恵

1.はじめに

インド特許庁は、デリー、ムンバイ、コルカタ及びチェンナイの各地域をそれぞれ管 轄する4つの支庁を有する。各地域に現地代理人事務所がある場合、特許出願人は、4 つの支庁の中から出願先を選択することができる。特許出願人にとって、各支庁におけ る審査の進捗状況は大きな関心事の一つである。そこで今回は、インド特許庁が一般公 開している特許情報サイト「ダイナミック パテント ユーティリティ (Dynamic Patent Utilities)」を用いた審査の進捗状況の確認方法を説明する。

2.ダイナミック パテント ユーティリティ

インド特許庁のホームページ¹の左欄にあるカテゴリ「Resources」中、リンク"Dynamic Utilities"をクリックすると、図1に示すリンク集「ダイナミック パテント ユーティリティ」が表示される。

 Expired Patents Disposal of Patent Applications ← (イ)特許出願の処分状況 RQ status of issued FERs ← (ウ)審査請求状況(最初の審査報告通知 Dynamic FER View Information u/s 146 (Working of Patents) NEW Dynamic Status of Patent Applications as per field of invention 	
 Disposal of Patent Applications ← (イ) 特許出願の処分状況 RQ status of issued FERs ← (ウ)審査請求状況(最初の審査報告通知 Dynamic FER View Information u/s 146 (Working of Patents) Dynamic Status of Patent Applications as per field of invention Overlaged Flags 	
 ▶ <u>RQ status of issued FERs</u> ← (ウ)審査請求状況(最初の審査報告通知 ▶ <u>Dynamic FER View</u> ▶ <u>Information u/s 146 (Working of Patents)</u> NEW ▶ <u>Dynamic Status of Patent Applications as per field of invention</u> 	L分状況
 Dynamic FER View Information u/s 146 (Working of Patents) NEW Dynamic Status of Patent Applications as per field of invention 	の審査報告通知済み)
 Information u/s 146 (Working of Patents) Dynamic Status of Patent Applications as per field of invention 	
Dynamic Status of Patent Applications as per field of invention	
	vention
▶ Stock and Flow of Patents ← (ア)特計出腺の処理ストック& Ju-	ック&フロー

図1:ダイナミック パテント ユーティリティ

各サイトから得られる情報の概要は以下の通りである。

・「Expired Patents」のサイトでは、発明の技術分野、特許番号、発明の名称を用いて 関連する既登録特許の消滅状況を確認することができる。

・「Disposal of Patent Application」のサイトでは、特許出願の登録、拒絶、放棄等

¹ <u>URL: http://www.ipindia.nic.in/</u>

の処分状況を確認することができる。

・「RQ status of issued FERs」のサイトでは、最初の審査報告(拒絶理由通知書)の 通知が開始されている特許出願の審査請求年月を、各支庁および技術分野毎に確認する ことができる。

・「Dynamic FER View」のサイトでは、各年月に発行された審査報告の件数、特許出願 番号、審査報告の内容を、各支庁および技術分野毎に確認することができる。

・「Information u/s 146 (Working of Patents)」のサイトでは、各支庁に提出された 特許発明の実施状況報告書を確認することができる。

「Dynamic Status of Patent Applications as per field of invention」のサイトで
 は、発明の詳細な技術内容毎に、特許出願の登録、拒絶、放棄等の処分があった特許の
 詳細を確認することができる。

・「Stock and Flow of Patents」のサイトでは、特許出願に関連する各種処理手続きの ストック件数、その出願番号を確認することができる。

以下、上記サイトの内、審査の進捗確認に便利なサイトの詳細を、「(ア)特許出願の 処理ストック&フロー」、「(イ)特許出願の処分状況」、「(ウ)審査請求状況(最初の審 査報告通知済み)」の順に説明する。

3. 未処理案件のストック状況

(1) 特許出願の処理ストック&フロー

リンク「Stock and Flow of Patents」をクリックすると、図2に示すようなフロー チャートが表示される。このフローチャートには、特許出願から特許消滅に至る処理の 流れと共に、 出願公開前段階、 審査官への割当前段階、 最初の審査報告書作成前 段階、 審査報告書作成後、通知前段階、 最終処分前段階、 特許権存続中の各段階 における当月のストック件数が表示される。また、当月において各段階間を流れた処理 件数、例えば、出願公開された処理件数(段階))審査官に割り当てられた処理 件数(段落)等が表示される。なお、審査官は、特許出願の特許性を審査し、そ の報告書を長官に提出する(段階)。長官は、審査結果を最初の審査報告書(F ER)として、出願人に通知する(段落)。



図2:特許出願の処理ストック&フロー

ストック件数、処理件数が示されたブロックをクリックすると、図3に示すように、 各支庁におけるストック件数、処理件数が表示される。各支庁の右端に表示されたリン ク「詳細」(Detail)をクリックすると、技術分野別のストック件数が表示される。更 に、各技術分野のリンク「詳細」(Detail)をクリックすると、ストックの具体的案件 のリストが表示される。

なお、年月日単位で任意の期間を入力することができ、当該期間の処理件数を表示さ せることもできる。



図3:各手続き段階におけるストック件数の詳細

(2) 集計解析例

上記フローチャートから得られた各処理段階のストック件数を集計すれば、以下のようなグラフを簡単に作成することができる。

(a) 図4のグラフは最終処分が行われていない未処理案件の各支庁におけるストック 件数2を示している。また、各処理段階の未処理案件を示している。図4に示すグラフ からデリー特許庁の未処理案件が多く、ムンバイ特許庁の未処理案件が比較的少ないこ とが分かる。また、全ての支庁に言えることであるが、審査に着手されていない案件の 割合が、他の処理段階に比べて大きいことが分かる。



図4:各支庁における未処理案件のストック件数(2015年12月)を示す棒グラフ

(b) 図5のグラフ3は、各支庁から発行された最初の審査報告の月平均件数を示してい

² 最初の審査報告(FER)のストック件数は相対的に少ないため、グラフ化を省略した。

^{3 2015} 年 6 月 1 日 ~ 2015 年 11 月 30 日における FER 通知件数の月平均を支庁毎に集計し

る。図5に示すグラフから、各支庁の審査処理能力(単位月当たりの処理件数)を推測 することができ、デリー特許庁の審査処理能力が突出して高いことが分かる。



図5:各支庁における最初の審査報告件数(月平均)

(c) 図6のグラフは、各支庁のストック件数4を、FERの月平均通知件数で割った値 を、混雑度としてグラフ化したものである。図4に示すグラフではデリー特許庁が混雑 しているように見えたが、審査官の処理能力を考慮すると、むしろチェンナイ特許庁の 方が混雑気味である様子が伺える。



図6:各支庁の審査混雑度

たものである。

▲ 割当前段階、審査中および最終処分前のストック件数を加算したものをストック件数 とした。 (d) 図7のグラフは、図6と同様にして各支庁の技術分野別ストック件数を、FERの 技術分野別月平均通知件数で割った値を、混雑度としてグラフ化したものである。



図7:各支庁の技術分野別審査混雑度

4.特許出願の処分状況と特許査定率

(1) リンク「Disposal of Patent Application」をクリックすると、図8に示すサイト が表示される。年および月を入力すると、図9に示すように、当該年月における特許出 願の登録件数、拒絶件数等が各支庁及び技術分野毎に一覧表示される。また、任意の期 間を入力することによって、当該期間における処理件数を表示させることもできる。

処分報告			検索期間を入力 DD-MM-YYYY~DD-MM-YYYY
	DISPOSAL	REPORT	
Click	For Month Status	Click For Sea	rch with dates
al of the respective uments published by mumbai-patent	examination groups of CGPDTM. Descripancy Qnic.in, chennai-pate	iuring the sp if any should ent@nic.in, k	ecified period. The display i be communicated to respec olkata-patent@nic.in
Month SELECT •	Year SELECT 🔻	Submit	Please Select Year First
年・月を入力	Disposal For C	Current Month	

図8:特許出願の処分状況

	and the second sec			
GROUP	DELHI	MUMBAI	KOLKATA	CHENNAI
Electrical/Electronics	6	6	15	1
Biotechnology	12	0	3	Q
Chemical	12	17	13	Q
Mechanical	22	3	15	0
GROUP	DELHI	MUMBAI	KOLKATA	CHENNAI
GROUP Electrical/Electronics	DELHI 2	MUMBAI	KOLKATA	CHENNAI
GROUP Electrical/Electronics Biotechnology	DELHI 2 10	MUMBAI 2	KOLKATA	CHENNAI Q
GROUP Electrical/Electronics Biotechnology Chemical	DELHI 2 10 0	MUMBAI 2 0 11	KOLKATA 1 4	CHENNAI Q Q Q

図9:特許出願の処分状況

(2) 集計解析例

ー定期間⁵における処理件数を集計すれば、各支庁における特許査定率を示した棒グ ラフ(図10)、各支庁における技術分野別の特許査定率を示したグラフ(図11)等 を作成することができる。特許査定率が直ちに審査の質を示したものと捉えるには無理 があるが、特許庁選択の手掛かりにすることはできそうである。例えば、電気分野の特 許出願であれば、審査の混雑度が相対的に低く、特許査定率が高いデリー特許庁、コル カタ特許庁などが候補になり得ると思われる。



図10:各支庁の特許 査定率

⁵ 図10、図11のグラフは、2015年6月1日~2015年11月30日における処理件数を 集計したものである。



図11:各支庁の技術分野別特許査定率

5.最初の審査報告の通知時期

リンク「RQ status of issued FERs」をクリックすると、図12に示す一覧が表示される。当該一覧には、最初の審査報告が通知された特許出願に対して行われていた審査 請求の年月が、各支庁および技術分野別に表示される。

SROLP	Delhi	Mumbai	Kolkata	Chennai
Electrical/Electronics	May 2011	February 2011	December 2010	April 2010
Siotechnology	May 2012	May 2012	April 2010	March 2012
hemistry	May 2012	September 2012	April 2012	December 2010
Aechanical	December 2011	April 2010	March 2009	June 2010
ote - bove Grid dynamically disp isplayed month and year an indly be patient and wait fo our grievance stating the A	ays the information about the mont e only indicative in nature as it may their turn. If however, by any chan pplication number, RO number, RO D	h and year of Request for Examination (For take some time to exhaust all the ROs of a ce, the FER is not necesived for the RO that tate and other particulars at the below give	m 18) that are being examined and FER be given month depending upon the work loar are 3 months prior to currently displayed n message board	ing issued in each examination group. The d. Applicants/Agents are therefore requested month & year of respective group, kindly subn

図12: FER 発行済みの審査請求

この一覧を確認することによって、最初の審査報告の通知がある大凡の時期を知るこ とができる。一覧にある年月の3ヶ月前に審査請求を行っているにも拘わらず、審査報 告の通知が無い場合、「Submit Request if FER not issued」ボタンをクリックし、出 願人の名称、出願番号、審査請求番号、審査請求年月日等を入力することによって督促 を行うことができる。督促を行うことによって、審査の遅れを解消することができる。 補足情報

先月号で紹介したコンピュータ関連発明(CRIs)審査ガイドライン(2015年8月21日)であるが、異論が提起されており、2015年12月14日付けで、その適用が一時停止された(Office Order No.70 of 2015)。

以上